

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520780

研究課題名(和文)1960年代の憲法論議—地方紙を中心として

研究課題名(英文)The arguments of Japanese constitution for 1960's-mainly local papers

## 研究代表者

赤澤 史朗(Akazawa, Shiro)

立命館大学・衣笠総合研究機構・上席研究員

研究者番号：80202513

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、政府・憲法調査会の活動期である1957年～1964年の期間の、主に地方紙上の憲法論議の収集と分析にある。それとともに同期間の地方紙の憲法関連社説・論説で特徴的なものを選び、資料集に編纂する点にある。また、憲法改正論議の焦点となる憲法の各条項をめぐる論議、第9条、天皇制、基本的人権、その他の問題を多角的に分析することを目指した。

研究成果報告書では、資料集に全国の地方紙64紙の社説・論説429点を収録することができた。また、その分析の研究を同報告書に掲載するとともに、憲法の主権論や戦後天皇制論を論じた成果を挙げることができた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study, the period of 1957 - 1964 is the active phase of the governmental Research Commission on the Constitution, mainly in the collection and analysis of the constitutional debate on the local newspapers. At the same time to select a distinctive articles in the Constitution related leading editorial of the local newspaper s, there is to be compiled in the Book. Also, discussion over each clause of the Constitution that becomes the focus of the constitutional reform debate, Article 9, the emperor system, basic human rights, it was aimed to multilateral analysis of other problems.

In the research report, it was possible to be recorded editorial 429 of local newspaper 64 papers Book.

In addition, it is possible to me for a study of the analysis , we were able to achieve results that were discussed sovereignty theory and postwar emperor system theory of the Constitution.

研究分野：歴史学 日本史

キーワード：政府・憲法調査会 明文改憲論 護憲論 解釈改憲論 憲法第9条 基本的人権 地方紙 社説・論説

### 1. 研究開始当初の背景

近年、日本国憲法改正をめぐる論議が活性化し、国会の中では与党と野党の改憲派を併せると、衆議院と参議院の双方で改憲勢力が2/3をしめる状態が続いている。そして改憲に向けての論議も、一進一退はあるがすすんでいる。ただしその改憲案は与野党間で一致しておらず、現実に改憲の動きが進むか否かははっきりしない。

そうした状況を受けて、新聞の中でも改憲派が大きな位置を占めるようになり、全国紙では産経新聞だけでなく読売新聞も改憲論に与し、読売新聞では自らの改憲案を発表している。ところが一府県に一紙といわれる地方紙の間では、現憲法擁護の意見が強いといわれており、現に約8割が擁護論である。本研究の出発点は、今日のこの地方紙での護憲論の成立過程を模索しようとするものであった。

さて、今回検討しようとする1950年代後半～60年代前半は、前回研究の1950年代における憲法論議に比べ、時期の途中でその論議の方向が意外な転換を示した時期である。それは「護憲」の枠組みでのいわゆる「解釈改憲」のシステムが成立した時期であり、戦後体制が定着した重要な時期ともいえる。この「解釈改憲」的「護憲」論を、「護憲」論と捉えるのか、「改憲」論の一部と考えるのかで大きく位置づけは違ってくるが、明文改憲がなされず、争点である憲法第9条に関して「専守防衛」と解釈してその「専守防衛」の条件を細かく規定している点からすると、「護憲」論の一種と捉えるのが近年の傾向であるといえよう。

なおこの時期の新聞ジャーナリズムなどの憲法論議に関する先行研究について述べれば、1950年代後半～60年代前半の政府・諸政党の動向や憲法学者の憲法論議については、渡辺治『日本国憲法「改正」史』(日本評論社、1991年)をはじめ研究が進展しているが、新聞ジャーナリズム上での論議については体系的な調査研究はないといえよう。この時期、『朝日新聞』『読売新聞』に代表される全国紙は勿論のこと、地方紙上においても、憲法改正論を主題とした論説・座談会・世論調査などが数多く掲載された模様であるが、その詳細については不明な点が多い。全国紙を取り上げたものとしては、小林孝輔「新聞・世論にみる憲法の十八年/その変貌の軌跡」(『法律時報』1964年10月号)があり、大ざっぱではあるが中央紙の動向を検討している。

一方、現在その約8割が護憲論を維持しているといわれる地方紙での、この時期の憲法論議を取り上げたものとしては、半谷高雄「『憲法問題』に対する新聞論調の変遷」(『新聞研究』1964年7月号)があるが、これは憲法記念日の各社論説の一部を紹介したものに過ぎない。さらに占領期に生まれた新興紙の憲法論説については、ほとんど先行研

究がない状況にある。

### 2. 研究の目的

今回研究の対象とする期間は、鳩山内閣退陣後の1957年1月から1964年7月の憲法調査会最終報告までの7年7ヶ月である。改憲の具体的な動きは政府の憲法調査会が岸内閣下で始動した時期に始まるが、すでに護憲勢力も衆参両院で改憲を阻止できる三分の一以上の議席を獲得しており、結果的に改憲推進派の岸内閣は1960年の新安保条約締結をめぐる反対運動を受けて退陣する。これで憲法改正への推進力は、弱体化してしまった。その後も自民党政権は続くものの、次の池田内閣では改憲に消極的で、もともとは改憲論者が多数と見られていた憲法調査会委員の中でも、現憲法の保守的解釈によって対応すべきだという意見が多数派を占めるようになり、改憲積極論と消極論が両論併記された最終報告書でも、改憲消極派が多数意見となった。

本研究は、この政府憲法調査会のその時々動きに合わせて、論説・社説を掲載した地方紙の記事を全国的規模で博捜・検討することを目的としている。

本研究が開始されたのは、広くとれば前々回(平成17年度から19年度)の科学研究補助金による占領期における内外の憲法論議を収集・検討したことに始まり、さらに前回(平成21年度から23年度)の科学研究補助金による、1950年代前半期を中心とした内外の憲法論議を博捜・検討した研究に続くものであり、この一連の研究は今回の研究の達成によって、一応の完成を見ることとなる。

なお同時期には、憲法の解釈、判例、基本的人権の諸条項、憲法上の基本的制度をめぐって、多くの争点か形成された時期でもあった。それには憲法第9条や前文に関する自衛隊・日米安全保障条約の合憲性・違憲性を争った砂川基地判決(東京地裁の伊達判決など)、公正な裁判を受ける権利や拷問の禁止などを争った松川事件裁判、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」とはなにかが争われた朝日訴訟、天皇制をめぐる言論とその抑圧が問題となった「風流夢譚」事件(嶋中事件)やその後の『思想の科学』事件などがある。これらに関する憲法解釈研究も本研究の課題である。

### 3. 研究の方法

本研究の独創的な点は、日本の新聞の発行部数の半数弱、県によっては8割以上がブロック紙・地方紙で占められているにもかかわらず、これまでの研究が圧倒的に全国紙中心であり、生活に密着した地方紙の世論喚起力の大きさを見落としているのに対し、これに改めて注目しようとしている点にある。地方紙は地域の支配構造を反映しておおむね政治的社会的には保守的だが、一方で中央(東

京)の政財界に対しては一定の距離をとろうとする姿勢もみられる。そのことと憲法意識とはどのようにつながり、また断絶しているかを本研究で改めて考えてみたい。また、海外ジャーナリズムにおける反応とあわせ、本研究はこれまでの一国的なジャーナリズム研究の限界を克服しようとすることも目標とした。

#### 4. 研究成果

(1) 本科学研究費補助金の研究成果としては、赤澤史朗ほか編『1960年代の憲法論議 地方紙を中心として』(研究課題番号24520780、平成24年度～平成26年度科学研究補助金(基盤研究(C)) 研究成果報告書、A4判)(平成27年3月刊)「目次」「はじめに」6頁、「第一部研究編」38頁、「第2部資料篇」(「収録記事目録」15頁、「収録記事」429頁)が刊行されている。

(2) 第一部「研究編」に掲載された研究中には、分担研究者・梶居佳広「1960年代憲法問題と新聞論説：憲法調査会(1957～1964年)を中心に(資料解題にかえて)」があり、今回の調査結果にまとめたものである。

本梶居論文によれば、第一に指摘されるのは、発行部数20万部以上の新聞でなければ、そもそも憲法問題に限らず独自社説を掲載しない傾向が見られ、15万部以下だと社説欄そのものが消滅するか、共同通信配信の社説に頼る方向が主になることである。とすると対象地方紙は10紙を中心として、それに+ の地方紙、全国紙の一部ということになる。

しかしその中でも、憲法問題と警職法や新安保条約問題に関しては、言及しない新聞が大半であった。ただし砂川基地問題を扱って日米安保条約(旧)を違憲と断じた東京地裁・伊達判決については、大きな関心を寄せており、判決に肯定的だったのは『北海道』以下3紙、批判的だったのは『朝日』以下3紙、6紙は上級審の判断を待つとしている。その他、新安保条約闘争の取締りに用いられた東京都公安条例の合憲性を認めた最高裁判決をめぐる議論は比較的多くの新聞で取り上げられたが、評価は二分された。

それ以外に個別の憲法問題を紹介・論評した社説・論説はしばしば見られたが、けっしてその数は多くはないといえよう。さすがに政府憲法調査会の最終報告の公表時には、ほとんどの独自社説掲載の新聞はこの問題を取り上げている。しかしこの期を通じて、大半の新聞は「改憲慎重」の立場であり、改憲論議は以前にも増して低調であった。この理由は、憲法改正は「国民的=超党派の合意によって行ふべきもの」と多くの新聞は考えていたが、実態は9条をめぐる「国論二分」対立となり、その対立の構図に多くの新聞が批判的であったことであると、本論文では推測

している。また改憲の実現する可能性が薄くなったということも、低調化の理由であった。

つまり地方紙の「護憲」論は積極的な「護憲」論というよりは、現状肯定的な消極的な「護憲」論、即ち「改憲慎重」論なのであったというのが、この論文の結論でもある。

それは、前回科研費研究の成果を文章化した梶居佳広「1950年代改憲論と新聞論説(1952～1957年):地方紙を中心に」(1)・(2・完)の中でも、既に指摘されていることであり、その点で本論文は「1950年代改憲論と新聞論説(1952～1957年):地方紙を中心に」続きと位置づけられよう。

研究編ではこれ以外に、研究協力者の吉田武弘「憲法論議の「定式化」と戦後民主主義」、同じく研究協力者の佐藤琢磨「自主憲法の本質、その起源と揺曳 - 神川彦松の場合」を掲載している。吉田武弘論文は、対象とする当該時期の「憲法論議の低調さ、また定式化」の原因は、国民の憲法に対する「無関心」の中にあるとしたもので、解釈改憲的世論が支配的になっていたとするものであった。また佐藤琢磨論文は、自主憲法制定論者であり改憲論者である国際政治学者神川彦松の議論が、冷戦体制の中で日米安保体制の枠内に「帰順」し、「軌道修正」を余儀なくされたことを指摘している。

そして「第2部資料篇」では、全国の地方紙64紙から429点の憲法問題関連社説(一部コラム)を収録・掲載したが、このうち6社20点は共同通信配信社説である。6紙20点は確認できる代表的なものを示しただけであり、現実に共同通信配信社説を利用し、それに加除修正を加えた社説を用いている地方紙は、はるかに数が多い。

「第2部資料篇」で収録した新聞は、北海道では、『北海道新聞』、『北海タイムス』、『室蘭民報』、『釧路新聞』、東北地方では、『東奥日報』、『デーリー東北』、『岩手日報』、『河北新報』、『石巻新聞』、『秋田魁新報』、『山形新聞』、関東地方では、『下野新聞』、『栃木新聞』、『上毛新聞』、『東京新聞』、『東京タイムス』、『神奈川新聞』、中部(北陸甲信越・東海)地方では、『新潟日報』、『北日本新聞』、『北国新聞』、『北陸新聞』、『福井新聞』、『山梨日々新聞』、『山梨時事新聞』、『信濃毎日新聞』、『南信新聞』、『岐阜タイムス』、『岐阜日日新聞』、『静岡新聞』、『中部日本新聞』、近畿地方では、『滋賀日日新聞』、『京都新聞』、『夕刊京都』、『大阪新聞』、『神戸新聞』、『神港新聞』、『兵庫新聞』、『大和タイムス』、中国・四国地方では、『日本海新聞』、『山陰日日新聞』、『島根新聞』、『山陽新聞』、『中国新聞』、『防長新聞』、『徳島新聞』、『四国新聞』、『愛媛新聞』、『新愛媛』、『高知新聞』、九州・沖縄地方では、『西日本新聞』、『夕刊フクニチ』、『フクニチ』、『佐賀新聞』、『長崎民友新聞』、『時事新聞』、『長崎時事』、『長崎時事新聞』、『熊本日日新聞』、『大分合同新聞』、『宮崎日日新聞』、

『南日本新聞』、『鹿児島毎日新聞』、『鹿児島新聞』、『琉球新報』、『沖縄タイムス』である。

なお共同通信配信の「論説資料」によったものの例は、『いはらき』、『伊勢新聞』、『福島民友』、『民友新聞』、『上毛新聞』、『岩手日報』、『岐阜日日新聞』などから採録した。『上毛新聞』、『岩手日報』、『岐阜日日新聞』などでは、独自社説も共同通信配信社説もあったということになる。

これらの新聞社説・論説の採録は、多くは国立国会図書館及び関西分館、新聞ライブラリーなどで行ったが、地方の県立図書館にしかないものもあった。

なお護憲派ではその論理が際立っていた『北海道新聞』からは23点を採録した。『北海道新聞』では憲法第9条や安保条約に対しても明確な発言を行い、東京地裁伊達判決を擁護する立場であった。また基本的人権の諸条項に関しても、国民の無関心を批判し、叱咤激励する社説を公表している。これに対し改憲派では、独自色の強い改憲論議を公表している『東京新聞』から23点を収録した。

(3) これ以外のめばしい研究では、研究代表者の赤澤史朗「藤田省三の戦後天皇制論」が、「風流夢譚」事件と『思想の科学』事件のみに集中的に戦後天皇制論を論じており、それが天皇制を前近代からの連続性で捉えるものであったこと、象徴天皇制は規範性の強い日本国憲法の中で特別の地位にあり、規範を溶解させる役割を果たしていることなど、天皇制の存在理由を問うこの時期には珍しい根本的な批判であった。またそれは、この当時大きな反響を呼んだ、松下圭一「大衆天皇制論」の批判でもあったことを明らかにしている。

また研究分担者の小関素明『日本近代主権と立憲政体構想』は、独自の観点で近代主権論を批判的に解明したものであり、その上に立って立憲政体構想に関して原敬・美濃部達吉の時代から、第二次世界大戦後の二大政党への展望までを扱っている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

赤澤史朗 藤田省三の戦後天皇制論 出原政雄編『戦後日本思想と知識人の役割』(法律文化社、査読無、巻ノ、2015、1-35)

中島茂樹 「憲法改正」の論点 法律文化社2014 査読無 1-11

中島茂樹 新自由主義教育改革と学校管理、行政法の原理と展開、査読無、法律文化社、2012、360-382

梶居住広 1950年代改憲論と新聞論説(1)(2・完) 立命館法学、343-345、査読有、2012、464-508、

425-478

福井純子、「下からのメディア史」によせて、メディア史研究、査読無、341、2012、511-552

〔学会発表〕(計3件)

赤澤史朗 靖国神社への戦没者の合祀基準 日本現代思想研究会 2014.11.22 早稲田大学(東京都新宿区)

小関素明 憲法改正問題と歴史学 日本史研究会・史創研究会合同シンポジウム「立憲制の危機と歴史学」 2013.6.23 機関紙会館(京都府京都市)

梶居住広 朝鮮戦争・日韓関係に関する日本の新聞論説 幾つかの地方紙を中心にー朝鮮史研究会関西支部、2013.12.21 中津センタービル(大阪府大阪市)

〔図書〕(計3件)

赤澤史朗/小関素明・中島茂樹・梶居住広・福井純子・城下賢一 1960年代の憲法論議-地方紙を中心として-、巻ノ、2015、1-466

赤澤史朗、北河賢三、黒川みどり編 戦後知識人と民衆観、影書房、2014、371

小関素明 日本近代主権と立憲政体構想 日本評論社、2014、341

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

赤澤史朗 (Akazawa Shiro)  
立命館大学・衣笠総合研究機構・上席研究員  
研究者番号：80202513

(2)研究分担者

小関素明 (Ozeki Motoaki)  
立命館大学・文学部・教授  
研究者番号：40211825

中島茂樹 (Nakajima Shigeki)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：10107360

福井純子 (Fukui Junko)  
立命館大学・文学部・非常勤講師  
研究者番号：60460713

梶居佳広 (Kajii Yoshihiro)  
立命館大学・経済学部・非常勤講師  
研究者番号：60537306

城下賢一 (Joshita Kenichi)  
立命館大学・文学部・非常勤講師  
研究者番号：70402948